



報道関係者各位

グリーン購入法の「加煙試験」で用いることができる 「ノンフロン加煙試験器」のエコマーク認定を開始します

(公財)日本環境協会(住所:東京都千代田区、理事長:森嶋 昭夫)が運営するエコマークは、5月20日付でエコマーク商品類型 No.163「ノンフロン加煙試験器 Version1」認定基準を制定し、同日付で認定審査の申込受付を開始しました。

◇「ノンフロン加煙試験器」の認定開始について

フロン類はオゾン層破壊の原因物質や温室効果ガスであることが指摘され、1987年にはモントリオール議定書が採択され、国際的にも厳しい使用制限が課せられるようになりました。その後のキガリ改正(2019年1月1日発効)では、代替フロンであるHFCも規制物質に追加されることが決まり、日本でも国を挙げて、代替フロンの生産量・消費量の削減に取り組むことが求められています。こうした動向を背景に、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」の特定調達品目に、ノンフロン型の加煙試験器を用いて点検を実施する「加煙試験」が役務として2018年に追加されました。加煙試験は、公共施設、商業ビルまたは事業所等において、消防法で求められている定期的な消防用設備等点検の一つです。加煙試験に用いられる試験器の発煙体には、代替フロンであるハイドロフルオロカーボン(HFC)のHFC-134aが使用されるものがあります。

この度、制定したエコマーク「ノンフロン加煙試験器Version1」認定基準では、HFCの不使用というグリーン購入法の基準に合致するとともに、試験器本体のリサイクル設計や有害な化学物質の使用制限など、ライフサイクル全体を通して環境負荷が総合的に低い加煙試験器を評価・認定します。

多くの点検事業者がエコマーク認定の加煙試験器を用いることで、代替フロンの使用削減が推進できるとともに、製造事業者には消防用設備分野における環境配慮型製品の開発を促す意義があり、持続可能な社会の形成に寄与することが期待されます。

認定基準および基準の解説は、エコマーク事務局ウェブサイト(<https://www.ecomark.jp/nintei/163.html>)で公開しています。

以上

<本件に関するお問い合わせ> 公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 基準・認証課
〒101-0032 東京都千代田区岩本町 1-10-5 TMMビル 5階
TEL:03-5829-6284 E-mail: info@ecomark.jp

<エコマークについて>

国際標準化機構の規格 ISO14024「タイプ I 環境ラベル制度」に基づく認定制度で、1989年に創設され(公財)日本環境協会が運営しています。環境への負荷が少ないなど、環境保全に役立つと認められる商品やサービスにつけられ、消費者が暮らしと環境の関係を考え、環境保全の面でより良い商品を選びやすくすることを目的としています。

エコマーク事務局ウェブサイトでは、最新情報を随時アップしています。URL: <https://www.ecomark.jp/>